

認定農業者、認定新規就農者の方に対し 農業機械導入に最大1,000万円を補助します！

太田市大型農業機械導入支援事業費補助金

補助率

- ・補助対象経費の2分の1以内
(上限1,000万円)

※補助金額は1,000円未満を切り捨てた額となります。

※補助対象経費は消費税等を除く額とします。

対象機械

- ①新品の農業機械で、税抜700万円以上のもの。
- ②トラクター、コンバイン等であって馬力が50馬力以上のもの。(コンバインは4条刈り以上のもの。)
- ③その他市長が認めるもの。
※アタッチメント等の付属品も対象ですが、フォークリフト等汎用性の高いものは対象外です。

補助対象要件

- ①市内に住所又は主たる事業所を有する認定農業者及び認定新規就農者
- ②前年度の農業収入が1,000万円以上
- ③購入した農業用機械の耐用年数期間
は営農継続に努めること。
- ④融資を受けて導入すること。
- ⑤市税等の滞納がないこと。

必要書類

- ・実施計画書
 - ・見積書
 - ・導入する機械のカatalog
 - ・前年度分の確定申告書の写し又は損益計算書の写し
 - ・融資申込書(仮申請等)の写し
- ※見積書は予定総事業費把握のために提出するものであり、交付決定後改めて3社以上の見積書の提出が必要になります。

受付期間

令和7年5月1日(木)～令和7年5月30日(金)まで
期間終了後の受付はできません。期限厳守をお願いします。

注意事項

- ・同一年度内に本事業と既存事業「太田市農業機械購入助成事業費補助金」を申請することはできません。また、本事業を受けた者は、農業用機械の耐用年数期間を経過するまで両事業の申請はできません。
- ・予算額を超過した場合、「採択ポイント表」により交付決定します。

◆ 申し込み・問い合わせ先 ◆

太田市役所 農業政策課(新田庁舎)

太田市新田金井町29番地

TEL: 0276-20-9714(直通)